

## 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条第4号についての公表

2024年10月1日

イ) 直近三事業年度新規学卒等採用者の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- 2021年 6名
- 2022年 3名(うち離職 男性:1名)
- 2023年 2名

ロ) 男女別の直近三事業年度新規学卒等採用者の数

- 2021年 6名(男性:4名、女性:2名)
- 2022年 3名(男性:1名、女性:2名)
- 2023年 2名(男性:1名、女性:1名)

ハ) 直近の三事業年度に採用した青少年である労働者(直近三事業年度新規学卒等採用者を除く。)の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

- 2021年 0名
- 2022年 0名
- 2023年 0名

ニ) その雇用する労働者の平均継続勤務年数

- 平均継続年数 6.5年

ホ) その雇用する労働者に対する研修の内容

- 新卒・中途入社者を対象とした3ヵ月間の新入社員研修
  - 社会人研修
  - IT 知識に関する座学
  - プログラミングの研修及び実践課題
- 基本情報技術者試験研修
- オンラインセミナー受講（個人の能力アップ、弱点克服などに活用）

へ) その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容（チに掲げる事項を除く。）

- 有り：職務に必要な資格取得のための受験費用など、試験代の負担と報奨金を与える。

ト) 新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

- 有り：研修期間中、先輩社員がメンターとして新入社員に指導・助言を行っている。

チ) その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を付与する制度の有無及びその内容

- 無し

リ) その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容

- 無し

ヌ) その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間

- 13 時間  
(2023 年度 7 月決算時の従業員の年間平均残業時間)

ル) その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

- 14.3 日  
(年間平均有給休暇取得日数 (一斉有給休暇 3 日間含む))

ヲ) 育児休業の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

(1) その雇用する男性労働者であって、直近の事業年度において配偶者が出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

- 育休取得率 0% (対象者 0 名うち取得者 0 名)

(2) その雇用する女性労働者であって、直近の事業年度において出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

- 直近 3 事業年度 0% (対象者 0 名)

ワ) 役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

- 役員 0%
- 管理職 5%